

事業税

事業税は、事業活動を行うに当たって受ける行政サービスに必要な経費を、事業活動を行う個人・法人に負担してもらうための税です。

個人の事業税

納める人（法第72条の2）

県内に事務所・事業所を設けて、下記の表に掲げる事業を行っている個人です。

◇非課税（法第72条の2、72条の4、72条の49の12、72条の49の13）

次の事業又は所得には課税されません。

- ① 林業、鉱物の掘採事業
- ② 農業
- ③ 医業等の社会保険診療に係る所得
- ④ 外国における事業に係る所得

納める額（法第72条の49の17、条例第42条の4）

◇税率

区 分	事 業 の 種 類					税 率
第一種事業 (37業種)	物品販売業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製 造 業	5 %
	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運 送 業	運送取扱業	
	船舶ていけい場業	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業	印 刷 業	
	出 版 業	写 真 業	席 貸 業	旅 館 業	料理店業	
	飲 食 店 業	周 旋 業	代 理 業	仲 立 業	問 屋 業	
	両 替 業	公衆浴場業	演劇興行業	遊 技 場 業	遊 覧 所 業	
	商品取引業	不動産売買業	広 告 業	興 信 所 業	案 内 業	
	冠婚葬祭業	保 險 業				
第二種事業 (3業種)	畜 産 業	水 産 業	薪炭製造業			4 %
第三種事業 (30業種)	医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業	弁 護 士 業	5 %
	司法書士業	行政書士業	公 証 人 業	弁 理 士 業	税 理 士 業	
	公認会計士業	計 理 士 業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	
	不動産鑑定業	デザイン 業	諸芸師匠業	理 容 業	美 容 業	
	クリーニング業	歯科衛生士業	歯科技工士業	測 量 士 業	土地家屋調査士業	
	公衆浴場業 (第1種以外のもの)	海事代理士業	印刷製版業			
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業				装 蹄 師 業	3 %

（注）第二種事業を営む場合で、家族や同居の親族の年間延べ労働日数が使用人などの年間延べ労働日数を超える場合には、事業税はかかりません。

◇税額の計算方法

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{事業の総収入金額}} - \boxed{\text{事業の必要経費（事業専従者控除を含む。）}} = \boxed{\text{所得金額}} \\ & \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{諸控除額}} - \boxed{\text{事業主控除}} = \boxed{\text{事業の課税所得金額}} \\ & \boxed{\text{事業の課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}} \end{aligned}$$

所得金額の計算は、原則として所得税の場合と同じです。

◇各 種 控 除（法第 72 条の 49 の 12、72 条の 49 の 14）

1. 損失の繰越控除（青色申告者）

事業による所得が損失（赤字）となったときは、翌年以降 3 年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。

2. 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降 3 年間、繰越控除ができます。

3. 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失額についても事業による所得の計算上、控除することができます。なお、青色申告をした方は、翌年以降 3 年間、繰越控除ができます。

4. 事業専従者控除（給与）

事業を行う人と生計を一にする 15 歳以上の親族で、専ら当該事業に従事する者がいる場合には、次の金額が必要経費とされます。

青色申告 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告 配偶者……860,000 円、配偶者以外……500,000 円

ただし、 $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数}+1}$ により算出した額が上記金額よりも低い場合は、その金額が控除となります。

5. 事業主控除 年 290 万円

◎所得税にある次の制度は、個人事業税には適用されません。

1. 青色申告特別控除（65 万円、55 万円又は 10 万円）
2. 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

納める方法（法第 72 条の 51、条例第 43 条）

納 期 第 1 期…………… 8 月 15 日から 8 月 31 日まで

第 2 期…………… 11 月 15 日から 11 月 30 日まで

税額が 1 万円以下の場合は、全額を第 1 期に納めていただきます。

ただし、年の途中で事業を廃止した場合又は特別の事情がある場合の納期は、納税通知書に定める日になります。

納税は、県税事務所から納税者に納税通知書を送付し、これにより税を納付します。

なお、「安全・便利・確実」な口座振替制度もありますのでご利用ください。

税に関する申告（法第 72 条の 55、72 条の 55 の 2）

前年中の事業所得の金額が、事業主控除額を超える人は、毎年 3 月 15 日までに前年中の事業所得、事業専従者控除に関する事項等を記載した申告書を県税事務所に提出しなければなりません。

ただし、所得税の確定申告あるいは住民税の申告書を提出した場合には、その必要はありません。

年の中で事業を廃止（法人成りを含む。）した場合には、事業廃止後 1 月（事業主の死亡によるときは、4 月）以内に申告書を提出しなければなりません。